

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和6年3月13日

支出負担行為担当官

国土地理院長 大木 章一

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 08

1 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

①航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

（宗谷地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

（紋別地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

③航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

(斜里地区) (電子入札対象案件) (電子契約
対象案件)

(3) 業務内容 本業務は、航空レーザ計測を実施するとともに、「1 mメッシュ標高」の管理用データファイル作成及び「三次元点群データ」を作成するものである。

(4) 履行期限

① 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

(宗谷地区) 令和7年2月14日

② 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

(紋別地区) 令和7年3月7日

③ 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備

(斜里地区) 令和7年2月7日

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、品質確保の観点から技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(6) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格 参加表明書を提出しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業（共同企業体を含む）又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であって、③に掲げる要件を満たしている者であること。

①単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 「令和5・6年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を受けている者であること。
- ウ 測量法（昭和24年法律第188号。以下「測量法」という。）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。
- エ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土地理院長から指名停止を受けていないこと。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

② 設計共同体

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年3月13日付け国土地理院長)に示すところにより国土地理院長から航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備(宗谷地区)ほか2件に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

ア 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「令和5・6年度国土地理院測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を、設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること

ウ 測量法第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

エ 参加表明書の提出期限の日から開札の

時までの期間に、国土地理院長から指名停止を受けていないこと。

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

③ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(2) 入札参加者を指名するための基準 「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により加点評価項目の一部を評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

③ 予定価格が1000万円を超える請負契約において、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行う。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法 評価値の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法 価格評価点の算出方法は、次のとおりとし、小数5位切捨て、小数4位止めとする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点は60点とする。

③ 技術評価点の算出方法 技術提案書の内容に応じ、下記ア～エ及びオの評価項目について評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点は60点とし、

小数 5 位切捨て、小数 4 位止めとする。

ア 配置予定技術者の資格・実績等

イ 配置予定技術者の成績・表彰

ウ 賃上げ実施の表明

エ 実施方針等

オ 技術提案の履行確実性度

技術評価点の算出方法は、次のとおりとする。

技術評価点 = (アに係る技術評価点) + (イに係る技術評価点) + (技術提案評価点)

アに係る技術評価点 =

$60 \text{点} \times (\text{アに係る評価のウェイト}) \times (\text{アに係る得点}) / (\text{アに係る配点})$

イに係る技術評価点 =

$60 \text{点} \times (\text{イに係る評価のウェイト}) \times (\text{イに係る得点}) / (\text{イに係る配点})$

ウに係る技術評価点 =

$60 \text{点} \times (\text{ウに係る評価のウェイト}) \times (\text{ウに係る得点}) / (\text{ウに係る配点})$

エに係る技術評価点 =

60点×(エに係る評価のウェイト)×(エに係る得点) / (エに係る配点)

技術提案評価点＝

(ウに係る技術評価点＋エに係る技術評価点)×(オの技術提案の履行確実性度)

④ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部契約課契約係 電話 029-864-4361 電子メール gsi-24keiyaku-g2@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入札説明書は電子入札システムにより交付する。交付期間は令和6年3月13日から令和6年5月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記方法で入手できない入札参加希望者に対しては、(1)において交付又は郵送する。郵送を希望する場合は、あらかじめ電話等で(1)まで申し出

るものとする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲等

- ① 参加表明書を提出するときにおいて、上記2(1)に掲げる指名されるために必要な要件を満たしている者とする。
- ② 参加表明は、業務量、履行期限、技術者の状況及び手持ち業務等を十分に勘案の上、行わなければならない。
- ③ 令和6年3月13日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月28日16時00分
紙入札方式による場合も同じとする。
- ② 提出場所 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録

が残るものに限る。)による。

なお、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に様式1～7又は8を提出すること。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和6年5月29日16時00分
紙入札方式による場合も同じとする。

② 提出場所 紙入札方式による場合は上記
(1)に同じ。

③ 提出方法 電子入札システムにより提出
すること。ただし、紙入札方式による場合
は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録
が残るものに限る。)による。

なお、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に様式9～10を提出すること。

(6) 入札及び開札の日時並びに入札書の提出方法

① 入札日時 電子入札システムによる場合
の締切りは、令和6年6月18日16時00分

紙入札方式による場合も同じとする。

② 開札日時

1 (2) ① 令和6年6月19日（水）9時30分

1 (2) ② 令和6年6月19日（水）11時30分

1 (2) ③ 令和6年6月19日（水）14時00分

③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は、紙により国土地理院総務部契約課に持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店：日本銀行筑波東代理店（常陽銀行研究学園都市支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行筑波東代理店（常陽銀行研究学園都市支店））又は金融機

関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：国土地理院）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書の作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: OKI Shoichi, Director-General of Geospatial Information Authority of Japan
- (2) Classification of the services to be procured : 42
- (3) Subject matter of the contract :
 - ①Preparation of 3D point cloud data by airborne laser surveying (Soya).
 - ②Preparation of 3D point cloud data by airborne laser surveying (Monbetsu).
 - ③Preparation of 3D point cloud data by airborne laser surveying (Shari).
- (4) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 16:00, 28 March 2024 (by bringing, mail : 16:00, 28 March 2024) In addition, I do not accept submission facsimile.
- (5) Time-limit for the submission of

proposals by electronic bidding system :
16:00, 29 May 2024 (by bringing, mail :
16:00, 29 May 2024) In addition, I do not
accept submission facsimile.

(6) Contact point for tender documentation :
Contract Section, Contract Division,
General Affairs Department, Geospatial
Information Authority of Japan, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and
Tourism, 1 Kitasato, Tsukuba, Ibaraki, 305-
0811 Japan. TEL. +81-29-864-4361

競争参加者の資格に関する公示

航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(宗谷地区)ほか2件に係る設計共同体としての
競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資
格」という。)を得ようとする者の申請方法等につ
いて、次のとおり公示します。

令和6年3月13日

国土地理院長 大木 章一

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 08

1 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

①航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(宗谷地区)

②航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(紋別地区)

③航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(斜里地区)

(3) 業務内容 本業務は、航空レーザ計測を実施
するとともに、「1mメッシュ標高」の管理用

データファイル作成及び「三次元点群データ」
を作成するものである。

(4) 履行期限

① 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(宗谷地区) 令和7年2月14日

② 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(紋別地区) 令和7年3月7日

③ 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備
(斜里地区) 令和7年2月7日

2 申請の時期

令和6年3月13日から令和6年5月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。なお、令和6年5月7日以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、令和6年3月13日から国

土地地理院総務部契約課調査係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備(〇〇地区)設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、電子メール、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土地理院長)に示す項目について、総合点数を付与し、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ 構成員の組合せは、次の条件に該

当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 「令和5・6年度国土地理院測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を受けている者であること。
- ③ 測量法(昭和24年法律第188号)第55条に基づく測量業の登録を受けていること。
- ④ 国土地理院長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整

備（〇〇地区）設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（〇〇地区）設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件 構成員において決定された代表者が、航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（〇〇地区）設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書 設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が4 (1)②の条件を満たすことが必要である。

6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（〇〇地区）△△・××設計共同体」とする。